

赤井川村地域公共交通活性化協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、赤井川村地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、赤井川村からの補助金、国からの補助金その他の収入をもって歳入とし、また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに赤井川村長に提出しなければならない。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正（以下この条において「補正予算」という。）の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

3 会長は、特に緊急を要する補正予算については、会長の専決処分により措置を行うことができるものとする。この場合においては、次の協議会においてこれを報告し、その承認を得るものとする。

4 前項の規定により、補正予算の専決処分が協議会において承認された場合については、第2項の規定を準用する。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表2のとおりとする。

3 会長は、当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表1及び別表2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の重要)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、赤井川村の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により、歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、協議会に報告しなければならない。

(出納及び現金等の保管)

第6条 協議会の出納は会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第7条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他、会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、赤井川村の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次に各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、協議会の中から選任される監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 補助金	1 補助金	1 国庫補助金
		2 村補助金
2 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
3 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 事業費	1 事業費	1 事業費
	2 事務費	2 事務費
2 予備費	1 予備費	1 予備費

附 則

この規程は、公布の日から施行する。